

二、養蠶期間の午前六時より午後五時半迄より養蠶一制  
 により執行  
 一、二十八日容陽の公署に半當支隊の四隊が廿日三十日  
 であるが、その報告を待たずしてその式である。  
 是並以大畑林野出題視見の會見した。式場の儀は、演説したの  
 後、共に二十日午前十時より、内務省入備米土木出題視  
 大會終了後養蠶會開外委託の式の大畑、金島兩林野出題視  
 (5) 養蠶二回の交遊状  
 養蠶會開會演説の三訓了り午後六時婚會あり。  
 休養案決定後、田舎の遊樂の節儀あり、景観あり、養蠶川野遊工  
 計十一、三十一日、田舎をめぐり、田舎あり。  
 「養蠶川野遊入夫養蠶會開外委託の式の大畑、金島兩林野出題視  
 霜文

法人協同會福臨出張所

間及中途に於ける喫煙時間黙認  
 三、賃銀は今後五日間の状況に依り現場監督、技手、區長  
 並に爭議團員立會の上單價を改訂すること、但し改  
 訂迄は従前の賃銀とすること  
 四、罷業期間中は絶對賃銀を支給せざること  
 五、器具は一切貸與せざること  
 右協定事項に對し労働者側代表は之を労働者全般に諮り異  
 議なく承認し、前記労働者大會の決議たる縣當局並に内務  
 農林兩大臣への陳情は見合せになつた。  
 而して其後五日間の経過に徹したる結果は、トロ押し一回  
 七錢にて一日九十錢内外に相當することが立證せられたの  
 て本問題は遂に解決したのである。